

2 川 監 公 第 1 8 号

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 4 項の規定により監査を行いましたので、同条第 9 項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

川崎市監査委員	寺	岡	章	二
同	植	村	京	子
同	嶋	崎	嘉	夫
同	沼	沢	和	明



## 1 監査の種類

定期（工事）監査

## 2 監査の対象

区役所道路公園センター

## 3 監査の範囲

平成30年度及び令和元年度に完了した工事及び設計等業務委託

## 4 監査の期間

令和2年4月1日から令和2年9月30日まで

## 5 監査の方法

監査の範囲に示した工事及び業務委託767件のうち、工事52件、業務委託8件、合計60件を抽出し、事務等が適正かつ効率的に執行されているかについて、関係書類の審査及び現地調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取した。

なお、監査実施状況は別表1、監査実施工事等の一覧は別表2のとおりである。

## 6 監査の着眼点

- (1) 計画：事業計画に基づいた適正な工事執行となっているか。
- (2) 設計：設計の基準、資料の整備状況及びその運用は適正か。
- (3) 積算：数量、金額は正確か。また、その算出根拠は明確か。
- (4) 契約：契約の方法及び手続は適正に行われているか。
- (5) 施工：設計図書どおり施工されているか。
- (6) 検査：検査は厳正かつ適正に行われているか。
- (7) 維持修繕：維持修繕の時期及び内容は適正か。
- (8) 業務委託：委託料の積算は適正か。また、その算出根拠は明確か。

## 7 監査の結果

川崎市監査基準に準拠し、上に述べたとおり監査した限りにおいて、おおむね適正に執行されているものと認められたが、次のとおり一部の工事等において改善措置を要する事項があった。

これらの多くは、工事費の積算及び施工監理に係る職員の関係法令や関係基準の内容等の理解や現場状況の確認が十分でなかったことによるものであった。

工事費の積算及び施工監理に当たっては、関係法令や関係基準の内容、現場状況等を的確に把握し、適切に工事を執行されたい。

### (1) 産業廃棄物処理の施工監理を適正に行うべきもの

本工事は、中原区内の公園施設の緊急補修工事である。これは、工事の必要が生じた都度、監督員の指示により請負者が施工し、請負者から報告される施工内容を精査したうえで変更設計により精算を行うものである。

このうち廃棄物についてみたところ、廃プラスチック等の産業廃棄物が発生しているが、環境省が定める「建設廃棄物処理指針」によると、工事において発生する産業廃棄物について、発注者は適正な処理費を計上し、適正に処理されたことを確認することとされている。

しかしながら、監督員は関係法令等の理解が十分でなかったため、一部の産業廃棄物について処理状況を確認しておらず、また、その処理費を変更設計で計上していなかった。

産業廃棄物処理の施工監理に当たっては、関係法令等の確認を十分に行い、処理状況を適切に確認するとともに適正な処理費を計上されたい。

(工事番号 15) (中原区役所道路公園センター整備課)

(2) 建設発生木材処理の施工監理を適正に行うべきもの

市道菅生433号線道路改良工事は歩道を整備する工事、生田緑地南遊園防球ネット補修工事は既存の防球ネットを補修する工事である。

これらの工事においては既存樹木を撤去することとしており、この撤去した樹木（以下「撤去樹木」という。）は「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（以下「建設リサイクル法」という。）に定める建設発生木材に該当し、市が定める「建設発生木材等の再資源化に関する事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に規定する指定施設へ搬入することとされている。

しかしながら、いずれの工事においても監督員は建設リサイクル法の理解や取扱要領の内容の把握が十分でなく、撤去樹木が指定施設以外へ搬入されていたことを把握していなかった。

建設発生木材処理の施工監理に当たっては、関係法令等の内容を十分に理解し、適正に処理されるよう確認されたい。

（工事番号33、39）（宮前区役所道路公園センター整備課、多摩区役所道路公園センター整備課）

(3) 関係法令の基準に基づき適正に縁石を設置すべきもの

本工事は、八幡橋の長寿命化を目的として伸縮装置、車道及び歩道の修繕を行うものである。

このうち歩道巻込み部の縁石の設置状況についてみたところ、「道路構造令」によると、縁石を設置する場合の高さは車両の乗上げ防止のため、車道に対して15cm以上とされており、横断歩道に接続する部分は2cmとされている。

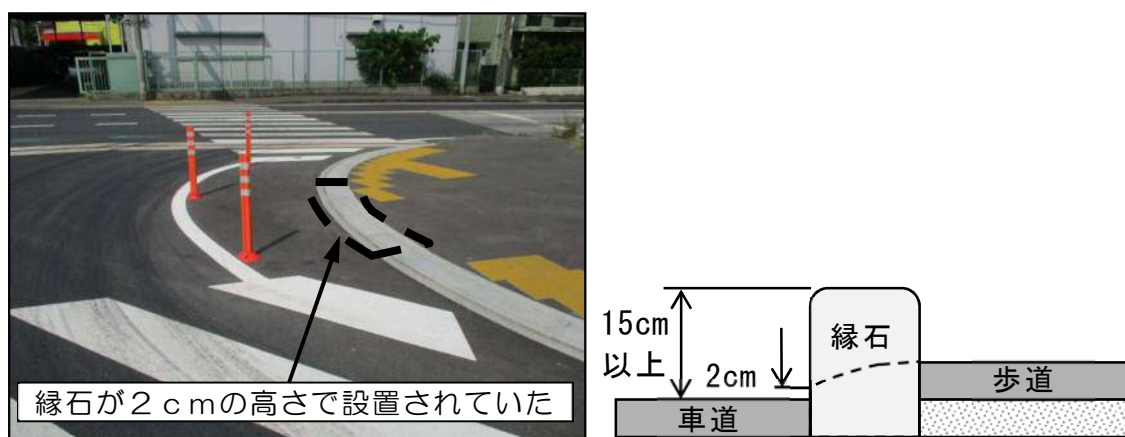
本工事においては、交差点の横断歩道接続部以外の縁石についても2cmの高さで設置されていた。

これは、監督員は「道路構造令」は把握していたものの、2つの横断歩道が近接していたため当該箇所を横断歩道接続部とみなしたことによるものであった。

しかしながら、当該箇所は横断歩道接続部ではないことから、縁石は15 cm以上の高さで設置すべきであった。

縁石の設置に当たっては、関係法令の内容を正確に把握し適正に工事を執行されたい。

なお、当該箇所の縁石は事実判明後に改善されている。



本工事の縁石の設置状況

適正な縁石の設置方法

(工事番号34) (宮前区役所道路公園センター整備課)

#### (4) 測量費の積算を適正に行うべきもの

本委託は、むじなが池公園において大雨により崩落した斜面の測量及び調査を実施し、対策工法の検討及び設計を行うものである。

このうち、測量費の積算についてみたところ「公共測量作業規定」(以下「作業規定」という。)によると、縦断測量及び横断測量の実施に際して、付随して中心線測量等複数の測量が必要となるが、それら複数の測量費は設計書に計上されていなかった。

これは、設計者は作業規定の内容を把握しておらず、縦断測量及び横断測量の実施に付随する測量作業の理解が十分でなかったことによるものであった。

測量費の積算に当たっては、実施する測量作業に応じて付随する測量の内容を十分に理解し適正に行われたい。

(工事番号60) (麻生区役所道路公園センター整備課)

(5) その他改善を要するもの

改善措置を要するもののうち軽易な事項であるが、適正に執行すべきものがあつた。なお、その概要は次のとおりである。

ア 見積りを用いた工事単価を適切に決定すべきもの

同一公園内で複数の遊具を撤去する工事費の積算に当たり、見積りを用いた工事単価の決定方法が適切でなかった事例

(工事番号13、18、35) (幸区役所道路公園センター整備課、中原区役所道路公園センター整備課、宮前区役所道路公園センター整備課)

別表1 区別の監査実施状況

対象区		監査の範囲		監査実施工事等	
		件数	契約金額(千円)	件数	契約金額(千円)
川崎区役所 道路公園センター	工 事	91	1,865,479	7	482,349
	業務委託	13	86,054	1	4,929
幸区役所 道路公園センター	工 事	71	853,908	6	142,255
	業務委託	3	10,124	1	2,993
中原区役所 道路公園センター	工 事	92	1,029,437	7	148,622
	業務委託	16	76,486	2	14,938
高津区役所 道路公園センター	工 事	99	1,899,682	7	522,744
	業務委託	14	94,367	1	7,177
宮前区役所 道路公園センター	工 事	108	1,862,393	8	325,122
	業務委託	12	59,486	1	5,668
多摩区役所 道路公園センター	工 事	113	1,651,430	9	302,534
	業務委託	14	48,948	1	2,744
麻生区役所 道路公園センター	工 事	109	1,089,715	8	150,674
	業務委託	12	768,48	1	3,584
合 計		767	10,704,357	60	2,116,333